

## 「男女共同参画プランまるがめ」策定方針

### 1. 計画策定の趣旨

少子高齢化の進展や家族形態の変化、ライフスタイルの多様化など、社会は大きく変化しています。さらに、令和 2 年からの新型コロナウイルス感染症の拡大により、配偶者等からの暴力の増加・深刻化や女性の雇用・所得への影響などが顕在化し、男女共同参画の重要性が再認識されました。また、令和 6 年施行の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」を踏まえ、性暴力被害や生活困窮など複合的な問題を抱える女性への支援体制の充実が求められています。

地方においては、若い世代、特に女性の都市部への流出が進み、地域活力への影響が懸念されますことから、誰もが希望に応じて、社会のあらゆる分野で参画できる環境づくりを推進することが重要です。

本市では、平成 17 年 12 月の「男女共同参画都市」宣言、平成 19 年 9 月の「丸亀市男女共同参画推進条例」制定、「第 4 次男女共同参画プランまるがめ」（令和 4 年 3 月策定）による施策展開など、男女共同参画社会の実現に向けて、積極的に取り組んできました。

しかし、社会全体では依然として固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が根強く残っており、課題はなお多く存在します。

こうした背景を踏まえ、これまでの成果と課題の検証、新たに顕在化した課題への対応のため、「第 5 次男女共同参画プランまるがめ」を策定します。

### 2. 計画の性格

(1) 本計画は、「丸亀市男女共同参画推進条例」第 3 条に規定する「男女の人権の尊重」など五つの基本理念及び第 4 条の「市の責務」、並びに第 9 条の「基本計画の策定」に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画とする。

(2) 本計画は、「第三次丸亀市総合計画」の基本理念を尊重し、男女共同参画社会の実現に向け、取り組むべき目標と施策を明らかにするものであり、市民・事業者・行政がそれぞれの立場で取り組む具体的な方向性を示す。

- (3)本計画は、「第4次男女共同参画プランまるがめ」(令和4年3月策定)の成果と課題、さらに現在、国で策定中の「第6次男女共同参画基本計画」において示される課題を踏まえ、本市として取り組むべき指標を設定し、積極的改善措置(ポジティブ・アクション)を含む施策を展開する。

### 3. 計画期間

令和9(2027)年度から令和13(2031)年度までの5年間とする。  
ただし、社会情勢の変化等、必要に応じて見直しを行うものとする。

### 4. 計画の基本方針

- (1)性別にかかわらず、互いの人権や生き方を尊重し、誰もが生き生きと幸せに暮らせる男女共同参画のまちづくりを推進するため、市民にとって分かりやすく親しみのある計画とする。
- (2)市民と行政の協働の理念を継承し、市民が主体的に参画できる計画とする。
- (3)職員一人ひとりの意識改革を図り、女性や若者の視点を積極的に取り入れ、柔軟な発想と創意工夫のある計画とする。
- (4)計画の実効性を高めるため、市民と行政の連携による進行管理を行う。

### 5. 計画の重点課題

#### ○男女のワーク・ライフ・バランスの推進

男女が職場・家庭・地域のあらゆる場において、その希望に応じて、働き、生活し、参画できる環境を整備し、仕事と生活の調和の実現を図る。

#### ○女性に対するあらゆる暴力の根絶

教育・啓発の充実、相談・支援体制の強化を通じて、女性に対するあらゆる暴力の未然防止と被害者支援を推進し、安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指す。